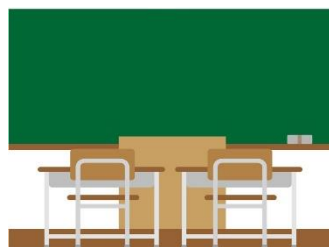


安芸高田市の通学区域弾力化について

Q & A



平成 30 年 9 月

安芸高田市教育委員会

制度の内容に関すること



Q 1 中学校の全域選択ってどんなものですか？

A 市内6つの中学校をどこでも選ぶことのできる制度です。学校は年度によって生徒数の増減があり、空き教室や施設・設備等の状況により受入人数を制限しなければならない場合があります。そこで、受入人数を制限して募集をするということで、全域選択と名づけました。

Q 2 学校別の受入人数はどのようにしてわかるのですか？

A 年度によって違いがありますので、毎年学校ごとの受入人数を発表します。転校希望申請書や入学希望申請書は、11月になって提出していただくようになります。その後、安芸高田市HP等により応募状況を公開します。

Q 3 誰でも行くことができるの？

A 「所属学校」以外の中学校に通いたい人は、中学校に入学する前の小学校6年生の段階で申し込みをすれば受入人数の範囲内で誰でも行くことができます。ただし、一旦入学すると特別な事情がない限り途中で変わることができませんので、学校の特色を知り、確かな目的意識と責任をもって選択することが大切です。事前にしっかりと担任の先生に相談しましょう。「所属学校」に通う場合は、申し込み手続きは不要です。

Q 4 所属学校というのはどういう意味ですか？

A 公立の小中学校については、子どもの就学すべき学校は教育委員会が定める通学区域に関する規則により、居住地の行政区に基づいて市の教育委員会が通学する学校を指定することになっています。その指定されている学校を「所属学校」といいます。





Q 5 申し込みはいつ頃するのですか？

- A** 申し込みの時期は11月初旬になります。教育委員会教育総務課、または自分の通っている学校で「(転校・入学)希望申請書」を受け取り、教育委員会教育総務課へ提出してください。

Q 6 希望者が多かったときはどうするのですか？

- A** 「所属学校」を希望する人は全員入学できます。「所属学校」以外の学校を希望する人については、「(転校・入学)希望申請書」で申し込んでください。応募状況については、安芸高田市ホームページなどで公開します。再考期間を設けていますので、じっくりと考えてください。受入人数よりも希望者が多い場合は、抽選を行います。

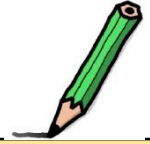
Q 7 兄弟姉妹がこの制度を利用して転校した場合には、抽選等において優先してもらえますか？

- A** この制度は、本人の学校選択の目的の明確さを一つの要件としています。仮に兄や姉がこの制度を利用して転校していても、優先的な扱いはできません。

Q 8 小学校の場合は学校を選択できないのですか？

- A** 小学校の場合も中学校と同様に個性や能力に応じて選択の幅を広げることができるようにということで、学校を選択することができるようにしています。しかし、小学生の場合は、判断力の上でも体力的にも主体的に選択するといった力が期待できる新5年生進級時に、選択できることにしています。ただし、中学校とちがい、安全に通学できるよう隣接している学校に限定しています。





Q 9 隣接校選択ってどんなものですか？

A 小学校5年生の進級時に、「所属学校」と隣接する学校を選択できる制度です。隣接校は、「所属学校」の通学区域と隣接している小学校のうち、教育委員会が指定する学校を言います。

Q 10 小学校は、中学校の制度とくらべてどんなことが違うのですか？

A ・小学校は、選べる学校が隣接する学校のみに限られています。
・小学校5年生進級時に選択を行うため、転校希望申請書を提出します。
・自転車通学は認められません。
これら以外は、中学校の制度とほぼ同様です。

Q 11 小学校5年生で学校選択をしたら、中学校はどこに行くことになるのですか？

A 小学校5年生で学校選択制度を利用し、「所属学校」以外の小学校に転校した場合でも、中学校は、居住している地域の中学校、つまり、「所属学校」に通学するのを原則としています。

もし中学校を「所属学校」以外の学校に行こうとする場合は、改めて希望する中学校を小学校6年生のときに申し込む必要があります。

Q 12 小学校5年生や中学校1年生になって転校してきた場合には、どのように考えればいいのですか？

A この場合には、これまでと同じで転校してきた学校に転入できます。この制度によって学校をかわることはできません。ただし、前年度の11月時点で転校することが明らかかな場合は、申し込みを受け付けます。





◆ 学校情報に関すること

Q 13 各学校の様子はどやうやって知ればいいの？

A 学校の様子については、いつでも訪問することができます。事前に学校に電話を入れて、日程を相談してください。

なお、11月初旬の「学校へ行こう週間」を中心に、毎年どの学校も公開しますので、しっかり学校に出かけ、様子をご覧ください。

◆ 通学に関すること



Q 14 通学の安全については、どのように考えればいいのですか？

A 学校選択をした場合、市の教育委員会が地域によって定められている学校に行く場合と違い、保護者が責任をもって安全に通学できるよう留意してください。バスやJRなどの公共交通機関を利用するなどしてこれまで以上に安全に通学してください。選択した学校区では、PTAや学校等が行う安全指導も行われていますので、各学校にご相談ください。

Q 15 交通費は、これまで同様補助をしてもらえるのですか？

A 学校選択による「所属学校」以外の学校への児童生徒の通学の手段及び安全については、保護者の責任において行っていただく必要があります。したがって、「所属学校」以外の学校を選択された場合、保護者送迎や公共交通機関であるバスやJRの利用については認めていますが、通学補助は行いません。

Q 16 自転車通学はできますか？

A 小学校については、ほとんどの学校が自転車通学を禁止しています。中学校については、それぞれの学校において自転車通学が許可されている場合と許可されていない場合があります。たとえ許可されていたとしても、自宅からの通学距離が遠い場合には不適當といわざるを得ません。できる限りバスや JR などの公共交通機関を利用してください。

◆ 入学後に関すること

Q 17 一旦入学した後に取りやめることができますか？

A 学校選択は、これまでの友達関係や地理的・経済的条件より、自分の個性を生かすために目的をもって主体的に行うものです。保護者の方が生徒の立場にたって、人間関係や通学距離などを考慮し、責任を持って申請されているはずですが、一旦、入学した後は、特別な事情がない限り、取りやめることはできません。

Q 18 目的としていた部活動の顧問の先生が異動した場合は、どうなりますか？

A 先生が異動されても、選択した学校を変更することはできません。そういう状況も想定した上で選択を行ってください。

Q 19 これまで認められていた特別な場合の「指定学校」の変更はできなくなりますか？

A 市では、これまでも転居・身体的理由やいじめなどの対応を理由とする場合など正当な理由に該当する場合には、「指定学校」以外への変更を認める弾力的な運用を図ってきました。選択制度導入後も、正当な理由がある場合は、学校の変更を認めます。ただし、選択した学校への通学が大変だった、部活動で選択したが途中でやめてしまったなどの理由では再度の変更はできませんので、よく考えて選択してください。

Q 20 抽選後、何らかの理由によって辞退せざるを得ない状況になったときには、どうすればいいのですか？

A 抽選後、どうしても辞退せざるを得ない場合は、期限内に辞退届を教育委員会教育総務課まで届け出てください。

◆地域コミュニティに関すること



Q 21 制度としてはいいことだと思うが、地域との関係は薄れない？

A 安芸高田市は、地域振興会単位のまちづくりを進めており、地域と学校との連携に配慮した制度としています。したがって、現在の地域にある学校に行くことを基本としながら、目的意識をもち、本人及び保護者が責任を持って入る場合に選択できることとしました。

大切なことは、住んでいる地域の行事等にはしっかりと参加・協力しながら、学校については同一市内の他地域の学校に行くということです。